

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
その翌日)

目次

- ◇告 示 鳥取県同和地区実態調査要綱
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 国有財産の用途廃止
- 都市計画の変更に係る案の縦覧
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成

告 示

鳥取県告示第五百八十二号
鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、
鳥取県同和地区実態調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定
により告示する。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県同和地区実態調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県下の同和地区における同和对策事業の推進の実態を把握するとともに、今後における同事業の実施計画を樹立するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査時期

昭和四十九年七月十日現在とする。

三 調査対象

県下の同和地区、同和地区の所在する市町村、各市町村教育委員会及び各小、中、高等学校とする。

四 調査機関

県、関係市町村及び各市町村教育委員会

五 調査事項

- 1 人口構造、就業構造及び経済構造
- 2 生活環境改善事業の実施状況及び実施計画
- 3 消防施設の整備状況及び整備計画
- 4 身体障害者及び老人の人口及び就業等の状況
- 5 保育所、児童館等の整備状況及び整備計画
- 6 水道の整備状況及び整備計画
- 7 出生数、死亡者数等の状況
- 8 商工業者等の状況
- 9 農業、林業及び漁業の現況
- 10 同和对策農業基盤整備事業の整備計画

11 農山漁村同和对策事業の整備状況及び整備計画

12 同和对策幹線道路事業の整備計画

13 住宅の現況並びに改良住宅等の整備状況及び整備計画

14 市町村教育委員会の昭和四十九年度同和对策及び同和对策事業の長期計画

期計画

15 集会所の設置状況及び設置計画

16 同和地区の高校生及び大学生の実態

17 高等学校別の同和地区の生徒の状況

18 同和地区の児童及び生徒を有する学校の実態

19 同和地区の児童及び生徒の運動能力テスト及び体位疾病状況

六 調査票の提出

関係市町村及び市町村教育委員会は、昭和四十九年七月三十一日までに調査票を各二部ずつ県及び県教育委員に提出するものとする。

七 集計

県及び県教育委員会は、昭和四十九年八月三十一日までに集計を完了するものとする。

鳥取県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

久米土地改良区

退任した役員の名氏及び住所

理事 西山 栄太郎 倉吉市福本一五〇番地五

坂本 寿雄 下米積三二九番地

山本 晃 福光二七七

岩本 猛義 上米積三七一

藤本 忠義 上福田三二四

宮坂 登喜雄 服部一五九

石井 毅 福富二一九

中田 光信 上福田六五三番三地

柴山 正行 横田六八六番地

岩本 寿明 一一八番地三

河田 鉄雄 三江一五五番地

亀井 光昭 四七四番一地

横山 堯 三九八番地

小谷 岩寿 下米積四一一

田 渊 寿晴 下福田三三三番三地

中野 春雄 上米積四六八番地

中江 賢次郎 五一四

松井 繁 櫻四五二

石田 博美 服部七四五

朝倉 康信 岡三〇八

稲毛 光明 福積一〇六

福光四四二

監事

徳田 早苗

田 淵 清 春 " 下福田三三七"

" 松 島 文 夫 " 福本一二五"

昭和四十九年三月十一日開催の第一回総代会で役員選挙が行われたので、
土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十九年三月十一日退任

久米土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 晃 倉吉市福光二七七番地

" 岩 本 寿 明 " 横田一一八番地三

" 柴 山 正 行 " 六八六番地

" 野 谷 貞 一 " 三江四六四番一地

" 横 山 堯 " 三九八番地

" 河 田 鉄 雄 " 一五五"

" 西 山 栄 太 郎 " 福本一五〇番地五

" 石 井 毅 " 福富二一九番地

" 小 谷 岩 寿 " 下米積四一一"

" 岩 本 猛 義 " 上米積三七一"

" 岩 本 一 好 " 三七二"

" 谷 本 兼 蔵 " 四五九"

" 坂 本 一 夫 " 四七九"

" 岩 井 俊 博 " 下福田三五六"

" 岡 嶋 守 " 上福田九一六"

" 藤 井 毅 治 " 二九〇"

" 石 田 博 美 " 服部七四五"

宮 坂 登 喜 雄 " 一五九"

" 山 根 勝 美 " 櫻四二九"

" 朝 倉 康 信 " 岡三〇八"

" 稻 毛 光 明 " 福積一〇六"

監 事 德 田 早 苗 " 福光四四二"

" 松 島 文 夫 " 福本一二五"

" 田 淵 清 春 " 下福田三三七"

昭和四十九年三月十一日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭
和四十九年三月十九日就任 任期四年

上北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 春 信 倉吉市小田一三一

" 籾 本 定 好 " 一八五ノ九

" 西 谷 重 幸 " 古川沢一九三

" 西 谷 勇 雄 " 一八六

" 木 天 富 治 " 下古川二二四

" 河 本 三 男 " 一六八

" 德 田 義 夫 " 井手畑三〇

" 德 田 哲 雄 " " "

" 磯 江 長 幸 " 新田一一三

" 磯 江 義 博 " 九七

" 石 村 大 治 " 一〇三

" 牧 田 叔 人 " 中江一八三

上北条土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所

理事	山本春信	倉吉市小田一三一
〃	西谷重幸	古川沢一九三
〃	木天富治	下古川二二四
〃	牧田叔人	中江一八三
〃	徳田義夫	井手畑三〇
〃	石村大治	新田一〇三
〃	川本博	大塚一一二ノ二
〃	福田勝頼	穴窪二二一
〃	岡本儀蔵	東伯郡北条町国坂二五一
監事	船越一正	倉吉市小田一八七

任期満了により退任

〃	伊東利春	新田二一六
〃	船越一正	小田二八七
〃	綾女正雄	下古川二一九

伊東利春 〃 新田二一六
 昭和四十九年三月十八日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、
 昭和四十九年四月二十二日就任 任期二年

千代水土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所

理事	片山伝四郎	鳥取市西品治五八八番地の一
----	-------	---------------

昭和四十九年五月七日死亡により退任

郡家土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所

理事	中本長寿	八頭郡郡家町大字大坪七六番地の二
〃	中山一俊	門尾二九八番地
〃	高橋惣市	宮谷六二
〃	土井常夫	別府一五一番地
〃	木村正美	上峰寺二四番地
〃	岡嶋宣章	篠波一五七番地
〃	山内勇	山田一六一
〃	中村昭一	井古二四番地三
〃	田淵幸吉	下津黒六三番地
〃	前土居泰吉	下峰寺一七八番地 第一番地
〃	豊田憲夫	稻荷八一番地
〃	奥村久雄	山路一一四番地一

監 事 宮 本 徳次郎

市場三〇五番地

丸 山 茂

延命寺一〇八

野 崎 国造

上門尾二五番地二

任期満了により退任

郡家土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 本 長 寿 八頭郡郡家町大字大坪七六番地の二

中 山 一 俊 門尾二九八番地

高 橋 惣 市 宮谷六二

土 井 常 夫 別府一五一番地一

丸 山 茂 延命寺一〇八番地

森 岡 清 次 大坪二七九番地

山 内 勇 山田一六一

岸 本 栄 治 下坂四〇七

西 尾 武 篠波一二四

田 淵 幸 吉 下津黒六三

山 本 金 治 奥谷四七

前土居 泰 吉 下峰寺一七八番第一番地

監 事 宮 本 徳次郎 市場三〇五番地

豊 田 憲 夫 稲荷八一

奥 村 久 雄 山路一一四番地一

昭和四十九年三月十七日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月二十八日就任 任期三年

飯盛山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監 事 西 尾 正 之 八頭郡佐治村大字津無四六三番地

資格喪失により昭和四十九年五月一日退任

北条土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 健 蔵 東伯郡北条町大字国坂二六九

昭和四十九年三月二十一日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当

選し、昭和四十九年三月二十八日就任 任期昭和五十一年十月二十三日ま

で

北条砂丘土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 福 島 勝 人 東伯郡大栄町大字由良宿二二一一

昭和四十九年五月三十日開催の通常総代会において役員の補欠選挙の結

果当選し、昭和四十九年六月七日就任 任期昭和五十一年四月三十日まで

名和町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 森 幸 夫 西伯郡名和町大字茶畑四二〇番地

高 虫 寛 一三一番地の二

林 原 勲 加茂二〇番地

真 島 武 男 御来屋一二番地

近藤 睦明 豊成九二五番地の一
 林 原 徳行 倉谷五八一番地
 山 下 勝友 西坪一六五〇
 古 好 荘 治 高田一、二二二番地の三五一
 美 甘 政美 門前六八九番地
 西 吉 虎太 豊成二、二四四番地の七
 河 村 七郎 小竹一、二九七番地の六
 美 甘 和幸 門前六九一番地
 遠 藤 宣雄 八二〇
 齊 藤 騏一郎 高田六一四〇

昭和三十九年三月二十九日開催の第一回総代会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十九年三月二十九日退任

名和町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松 本 守 章 西伯郡名和町大字東坪八三、四番地
 西 吉 虎 太 豊成二、六〇六〇
 近 藤 睦 明 九二五番地の一
 林 原 徳 行 倉谷五八一番地
 河 村 七 郎 小竹一、二九七番地の六
 林 原 勲 加茂二十番地
 影 山 宏 明 門前九八八〇
 美 甘 和 幸 一、一三五〇

真 島 武 男 御来屋一二〇
 権 田 繁 次 郎 茶畑三七番地の一
 高 虫 寛 一三一番地の二
 清 水 傳 一 高田二、五七一番地
 遠 藤 宣 雄 門前八二〇
 齊 藤 騏 一 郎 高田六一四〇
 金 松 正 雄 御来屋一五七番地の一〇

昭和四十九年三月二十九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月六日就任 任期四年

日野村本郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松 本 竹 治 日野郡日野町本郷一、四三八番地二
 山 田 熊 治 一、一四八番地
 山 田 喜 久 夫 八六三〇
 柴 田 宏 巳 四四四〇
 生 田 和 幸 二九一〇
 石 田 嘉 美 下榎二三四〇
 宮 田 伝 本郷七九五〇
 松 本 章 八六〇〇

任期満了により退任

日野村本郷土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所

理事 生田秋義 日野郡日野町本郷二二三番地

宮田邦弘 七九一

柴田義昭 四四五

川上義治 八二三

松本秀雄 一、四七一

中原伸行 下榎二四八

監事 宮田 伝 本郷七九五

松本 章 八六〇

昭和四十九年三月十七日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月一日就任 任期二年

新開川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 井上福寿 米子市上福原五二二

昭和四十八年十一月二十四日死亡により退任

新開川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 影島繁雄 米子市福原一、五四九

昭和四十九年三月二十八日開催の通常総代会において役員候補欠選挙の結果当選し、昭和四十九年三月二十八日就任 任期昭和五十一年四月五日まで

中山町畑地土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 徳永 尚 西伯郡中山町羽田井一七〇

尾古憲晴 一九六

松本重幸 石井垣一一五

森山清孝 羽田井一、四一八―八六

井上秀明 潮音寺一二九

村本彰次 御崎三二一

小谷博貞 下甲三七七

天島盛益 高橋一二〇

高見光男 塩津一〇六

金田豊雄 松河原七一

岸本辰之助 下市八五〇―三

監事 小佐田岩雄 束積七六

河内昭雄 田中三八一

高塚典正 殿河内四六九

昭和四十九年三月二十九日開催の第一回総代会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十九年三月二十九日退任

中山町畑地土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 尾古憲晴 西伯郡中山町羽田井一九六

松本重幸 石井垣一一五

森山清孝 羽田井一四一―八六

井上秀明 潮音寺二二九
 村本彰次 御崎三二一
 小谷博貞 下甲三七七
 天島盛益 高橋一二〇
 井上進 岡六三三
 金田豊雄 松河原七一
 渡辺順市 下市八八四―八一
 徳永尚 羽田井一七〇
 河内昭雄 田中三八一
 高塚典正 殿河内四六九
 奥田廣 八重一七四

昭和四十九年三月二十九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百八十四号

昭和四十九年六月十七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良(郡家地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月九日から用途廃止した。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市大杵字下堀岨裏三三四番一〇地先		二六・九七	水路敷

鳥取県告示第五百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の白までに、知事
意見書を提出することができる。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

第五・五・一号 湊山公園

変更する部分

米子市西町及び久米町

追加する部分

米子市内町並びに同町、西町及び久米町地先埋立地

二 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

三 縦覧期間

昭和四十九年七月十日から昭和四十九年七月二十三日まで

鳥取県告示第五百八十七号

洗川水系に係る二級河川倉坂川について、河川法（昭和三十九年法律第
百六十七号）第六條第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色
で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦
覧に供する。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第五百八十八号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十
年政令第十四号）第四十九條の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和四十九年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

洗川水系に係る二級河川倉坂川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十九年七月九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字三保字豆腐田六〇〇番四地先から同町同大字字横井
手六五二番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六〇六平方メートル